（参考１２－２）

２つの民法組合経由用

◆発行会社と投資に関する契約を締結する民法組合等（「甲組合」）と投資契約締結組合の組合員である民法組合等（「乙組合」）との間で締結される組合契約の契約書の記載事項

組合契約書に関する追加覚書

●●●●組合（以下「甲組合」という。）と●●●●組合（以下「乙組合」という。）の間で締結した平成○年○月○日付組合契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第2条については、原契約書と重複する場合は省略可能です。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における甲組合乙組合間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き甲組合乙組合間に適用されるものとする。

第２条（乙組合の根拠法）

甲組合及び乙組合の根拠法は、民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合とする。

第３条（甲組合の組合契約の契約書の記載事項）

１．甲組合が乙組合に対し約束する事項

貸借対照表及び損益計算書（乙組合の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

２．乙組合が甲組合に対し約束する事項

一　乙組合と組合契約を締結しかつ租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第37条の13、第37条13の2又は第41条の19の特例の適用を受ける投資家（以下「乙投資家」という。）が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

二　乙投資家が租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2又は第41条の19の規定の適用

を受けようとする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、１．に規定する

書類及び中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第

74号）第5条第4項に規定する確認書を添付すること。

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合には、赤字の部分を削除してください。

第４条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を２通作成し、甲組合乙組合記名捺印の上、各１通を保有する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　甲

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合（設立後３年を経過した払込の場合、又は、各期の営業キャッシュフローが赤字でない場合）には、赤字の部分を削除してください。

なお、平成２０年３月３１日以前の払込の場合には、経済産業省HPなどの別途様式をご利用ください。<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/download/promise.html>

◆投資契約締結組合の組合員である民法組合等（「乙組合」）と乙投資家との間で締結される組合契約の契約書に記載する事項

組合契約書に関する追加覚書

●●●●組合（以下「乙組合」という。）と●●●●及び別紙○に記載する当事者（この覚書において、各々を「乙投資家」といい、別紙○記載の名称を有するものとする。）の間で締結した平成○年○月○日付組合契約書（以下「原契約書」という。）に関する追加覚書（以下「本覚書」という。）を以下のとおり締結する。

第2条については、原契約書と重複する場合は省略可能です。

第１条（原契約書の適用）

以下の条項において別段の定めなき限り、原契約書における乙組合乙投資家間の定めは、本覚書で締結後も当該定めに従って、引き続き甲組合乙投資家間に適用されるものとする。

第２条（乙組合の根拠法）

乙組合の根拠法は、民法（明治29年法律89号）第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合とする。

第３条（乙組合の組合契約の契約書の記載事項）

１．乙組合が乙投資家に対し約束する事項

一　貸借対照表及び損益計算書（乙投資家の出資の価額の割合に応じてあん分して計算したものを含む。)並びに投資に関する明細書を交付すること。

二　規則第5条第3項第3号に掲げる書面を作成し、発行会社に交付すること。

２．乙投資家が乙組合に対し約束する事項

一　乙投資家が株式を取得した時以後に、保有する組合持ち分に対応する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について報告すること。

二　租税特別措置法第37条の13、第37条の13の2又は第41条の19の規定の適用を受けよう

とする場合にあっては、これらの規定に規定する確定申告書に、１．一に規定する書類及び規則第5条第4項に規定する確認書を添付すること。

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合には、赤字の部分を削除してください。

第４条（本覚書の効力）

本覚書は、原契約書締結時に遡って効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書を１通作成し、乙組合乙投資家記名捺印の上、乙組合が保有する。

年　　月　　日

　　　　　　　　　甲（無限責任組合員）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日

　　　　　　　　　乙投資家（有限責任組合員）

乙投資家（有限責任組合員）については、各々別紙を作成していただいて問題ありません。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

年　　月　　日

　　　　　　　　　乙投資家（有限責任組合員）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

所得控除の優遇措置（優遇措置Ａ）を利用しない場合及び所得控除の要件を満たさない場合（設立後３年を経過した払込の場合、又は、各期の営業キャッシュフローが赤字でない場合）には、赤字の部分を削除してください。

なお、平成２０年３月３１日以前の払込の場合には、経済産業省HPなどの別途様式をご利用ください。<http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/download/promise.html>